

香美市新規就農者サポートハウス応援奨励金交付要綱

令和2年3月23日  
告示第47号

(目的)

第1条 この告示は、園芸用ハウス及びその園芸用ハウスの存する農地の所有者が、園芸用ハウス及びその園芸用ハウスの存する農地を新規就農者に貸与する場合に、予算の範囲内で香美市新規就農者サポートハウス応援奨励金（以下「奨励金」という。）を交付する事で、未活用又は将来未活用の可能性のある園芸用ハウスが新規就農者へ積極的に流動化され、新規就農者が施設園芸に取り組みやすくなるとともに、現存する農業用施設の有効な活用と地域農業の担い手の支援を図ることを目的とする。

(奨励金の交付)

第2条 香美市（以下「市」という。）は、次に掲げる要件に該当する場合に、新規就農者に貸し付ける園芸用ハウス及び農地の所有者に対し、奨励金を交付することができる。

- (1) 香美市内の農地に存する園芸用ハウスを、市が認める新規就農者（農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）の農業次世代人材投資事業のうち、経営開始型の受給要件に該当するもの）へ貸与するものであること。貸与は有償、無償を問わない。
- (2) 貸付者と借受者の間の契約は、市農業委員会で承認されたものであること。
- (3) 契約期間は5年以上であること。
- (4) 園芸用ハウスの所有者と園芸用ハウスが存する農地の所有者は同一人に帰属し、園芸用ハウス及び園芸用ハウスの存する農地と一体的に貸し付けるものであること。
- (5) 貸与する園芸用ハウスは、使用するに当たって修繕を必要としないもので、通常直ちに被覆資材を整備すれば耕作が可能な状況のものであること。ただし、物置等に使用しているものでも、耕作できる状況に復元して、貸与するのであれば対象とする。
- (6) 過去に同一の内容で契約したものでないこと。この場合において、同一の内容とは、貸付者、借受者、対象となる園芸用ハウス及びその農地が同じであることをいう。
- (7) 別表第1に掲げる事項に該当する者でないこと。

(奨励金の額)

第3条 前条に規定する奨励金の額は、園芸用ハウスの面積に応じて、次の表に定めるとおりとする。

	園芸用ハウスの面積1,000㎡あたりの奨励金
APハウス	100,000円
APハウス以外の構造 (パイプハウス、木造等)	50,000円

(奨励金の交付申請手続)

第4条 奨励金の交付を受けようとする者は、香美市新規就農者サポートハウス応援奨励金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市に提出しなければならない。

- (1) 園芸用ハウスの存する農地の貸借に関する書類（農業委員会の承認済みのもの。）
- (2) 奨励金の交付を受けようとする申請者が香美市税の納税義務者である場合は、香美市税の滞納がないことを証する書類。ただし、香美市税の納税義務がない場合は、様式第1－2号による申立書を提出すること。
- (3) 前号に掲げる書類のほか、市が必要と認める書類  
（奨励金の交付決定等）

第5条 市は、前条に規定する申請書等を受理したときは、要件、現地踏査等を行い、奨励金の交付要件が備わっている場合には、奨励金を交付する者（「奨励金交付対象者」という。）に対し、香美市新規就農者サポートハウス応援奨励金交付決定通知書により、交付決定通知を行うものとする。

（奨励金の交付回数）

第6条 奨励金の交付は、園芸用ハウス及びその園芸用ハウスの存する農地を貸借の契約を行った契約時1回限りとする。

（奨励金の請求の方法）

第7条 奨励金は、奨励金交付対象者が交付決定通知書を受理した後、香美市新規就農者サポートハウス応援奨励金請求書（様式第2号）を市へ提出して、請求するものとする。

（報告）

第8条 奨励金の交付を受けたものは、奨励金の交付対象となった契約が解約されたときは、香美市新規就農者サポートハウス応援奨励金報告書（様式第3号）に契約が解約された事を証する書類を添えて、市に提出しなければならない。

（補則）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和4年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の規定に基づき交付された奨励金に係る第8条の規定は、令和9年3月31日まで、なおその効力を有する。

附 則

この告示は、令和3年3月26日から施行する。

別表第1（第2条関係）

- 1 暴力団（香美市暴力団排除条例（平成22年香美市条例第51号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 香美市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成25年香美市規則第5号）第8条に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

香美市長 様

申請者

印

年度香美市新規就農者サポートハウス応援奨励金交付申請書

香美市新規就農者サポートハウス応援奨励金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり奨励金の交付を申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 事業内容

別紙1のとおり

3 奨励金の対象となる契約日 年 月 日

4 添付資料

- (1) 園芸用ハウスの存する農地の貸借に関する書類（農業委員会の承認がされたもの。）
- (2) 奨励金の交付を受けようとする申請者が香美市税の納税義務者である場合は、香美市税の滞納がないことを証する書類。ただし、香美市税の納税義務がない場合は、様式第1-2号による申立書を提出すること。
- (3) 前号に掲げる書類のほか、市が必要と認める書類



様式第1-2号（第4条関係）

年 月 日

香美市長 様

事業実施主体名 印

香美市税の納税義務がない旨の申立書

香美市新規就農者サポートハウス応援奨励金交付要綱第4条第2号の規定に基づき、下記のとおり、申し立てます。

記

香美市税の全税目において納税義務はありません。

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

香美市長 様

請求者

住 所

氏 名

印

香美市新規就農者サポートハウス応援奨励金請求書

年 月 日付け・香美市指令 第 号で交付決定のあった、香美市新  
規就農者サポートハウス応援奨励金について、請求します。

つきましては、下記の口座に振込みをお願いします。

記

1 請求額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 振込先

金融機関名

支店名

預金種目

口座番号

口座名義人（フリガナ）

年 月 日

香美市長 様

報告者 印

年度香美市新規就農者サポートハウス応援奨励金報告書

香美市新規就農者サポートハウス応援奨励金の対象となっていた契約が解約された事から、香美市新規就農者サポートハウス応援奨励金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 交付金受領額 金 円

2 交付金の対象となる契約内容

契約の相手方

住所

氏名

契約日

3 契約解除日 年 月 日

4 添付資料

(1) 契約が解除された事を証する書類

(2) 前号に掲げる書類のほか、市が必要と認める書類